

# 建設リサイクル法 届出済シールを交付します

焼津市では、平成 24 年4月から、窓口において、建設リサイクル法対象建設工事届出書の受付を行った後に、届出者に対して「建設リサイクル法届出済シール」をお渡します。

工事現場に掲示する標識に届出済シールを貼付してください。

## ★ 届出済シールの様式

建設リサイクル法届出済	
受付日	年 月 日
受付番号	
焼 津 市	

- ※ 大きさは、縦 25 mm、横 60 mm程度です
- ※ 届出書が受理された日を含めて7日間は、工事の着手はできません。
- ※ 解体工事登録票等の標識は、着手から工事完了まで掲示が必要です。
- ※ 工事終了後は、速やかに剥がしてください。

## ★ 建設業許可業者の場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	大臣・知事	許可( )	第 号
許可年月日			

シール貼付箇所  
(右上又は右下)

## ★ 解体工事登録業者の場合

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

シール貼付箇所  
(右上又は右下)

【問い合わせ先】焼津市役所 都市政策部 建築住宅課

〒425-8502

焼津市本町2丁目16-32 (本庁舎5階)

電話 054-626-2161